

○公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出すること。

令和8年6月25日

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

1 業務の内容等

(1) 業務名

令和9年度採用 県立中高一貫教育校等の校長募集等業務

(2) 業務の内容

別紙「令和9年度採用 県立中高一貫教育校等の校長募集等業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年12月31日(木)まで

2 参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加者資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定するもの又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者

オ 暴力団員又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(6) 校長の募集を含めて、国又は地方公共団体と管理職募集業務に関する契約実績が過去3年以内にあること。

(7) 若手を含めた幅広い年齢層の会員が登録する一般層向けの求人サイトと、主に40代以上の年齢層の会員が登録するハイクラス向けの転職サイトの両方を運営していること。

3 業務委託予定者の選定

(1) 審査方法及び結果の通知

茨城県教育委員会内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価項目により、企画提案(以下「プロポーザル」という。)の審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。
なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

ア 業務実施方針及び手法等

(ア) 仕様書等の理解度

(イ) 実施方針及び業務手法の妥当性、的確性、独創性、実現性

イ 会社の業務実績

(ア) 過去の同種又は類似業務の実績

(イ) 情報セキュリティ管理体制

ウ 業務の実施体制

(ア) 業務責任者

a 専門分野等の適切性(専門分野にかかる学識、資格、職歴など)

b 類似性の高い業務の経験(業務経歴)

(イ) 実施体制の妥当性

エ 提案内容に比した見積額の妥当性

オ その他

上記ア～エ以外の項目及び内容

(3) その他

提出されたプロポーザルについては、後日ヒアリングを行うことがある。

4 公募に関する説明書の交付

(1) 交付期間

令和8年6月25日(木)から令和8年7月7日(火)まで

(2) 交付場所

茨城県教育庁学校教育部高校教育課人事グループ 担当 比嘉

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-5256

電子メール message@edu.pref.ibaraki.jp

(3) 交付方法

交付場所において直接交付又は以下を閲覧しダウンロードすること。

茨城県物品役務入札情報サービス

URL: <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

茨城県教育委員会ホームページ

URL: <https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/nyusatsu/>

5 プロポーザルの提出

(1) 提出期限

令和8年7月7日（火）午後5時（必着）

(2) 提出書類

- ア プロポーザル提出書（別紙1）
- イ プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（別紙2）
- ウ プロポーザル（技術提案書）（任意様式）
- エ 見積書
- オ 会社概要

(3) 提出部数

紙媒体で各1部提出すること。ただし、ウについては、無記名（社名等が明示されていないもの）にしたPDF形式のデータを、電子メールで提出すること。

(4) 提出先

4（2）と同じ

6 プレゼンテーション

実施しない

7 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成の要否
必要
- (3) プロポーザルの作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出されたプロポーザルは返却しない。
- (4) プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) その他詳細は説明書による。